

第2回モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ 議事概要

日時 令和5年12月26日(火) 15:00~16:09

場所 オンライン会議による開催

出席者 (1) 構成員

相田 仁 主査、関口 博正 主査代理、高橋 賢 構成員

(以上3名)

(2) オブザーバー

株式会社NTTドコモ 大橋 一登 料金企画室長

東原 弘 接続推進室長

KDDI株式会社 橋本 雅人 相互接続部 副部長

野平 秀典 接続制度グループアシスタントマネージャー

ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 通信サービス統括部

相互接続部 部長

斉藤 光成 渉外本部 通信サービス統括部 課長

(3) 総務省

井上料金サービス課長、廣瀬料金サービス課課長補佐、藤井料金サービス課係長

■議事概要

○ 接続料試算結果と見直し適用時期等について

- ・ 事務局より、資料2-1について説明が行われた後、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社より、それぞれ資料2-2から2-4までについて説明が行われた。その後、質疑が行われた。

■議事模様

○ 接続料試算結果と見直し適用時期等について

【相田主査】 主査の相田でございます。本日は年末のお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまからモバイル接続料費用配賦ワーキンググループの第2回会合を開催いたします。本日、構成員はオンライン会議にて3名全員の出席となります。

それでは、議事を開始いたします。本日の議題は、接続料試算結果と見直し適用時期等

についてです。前回会合における検討結果を踏まえ、MNO 3社に接続料を試算いただきましたので、その試算結果と見直しの適用時期等について議論を行いたいと思います。

初めに事務局から御説明いただいた後、MNO 3社から見直しの適用時期や激変緩和措置についての考えを御説明いただき、その後意見交換を行いたいと思います。

それでは、まず事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局より、資料2-1に基づき説明)

【相田主査】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、株式会社NTTドコモ様から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【NTTドコモ】 NTTドコモの大橋でございます。それでは、資料2-2に沿って、当社の意見を説明させていただきます。

1ページを御覧ください。本日はこの5点につきまして、御説明をさせていただきます。

3ページを御覧ください。こちらでは改めて、今回の配賦見直しを議論するに至った背景をまとめております。これまで接続料算定のステップ2及び3につきましては、累次の議論によりかなり精緻化が進んだものと認識しております。一方でステップ1につきましては、配賦整理書の提出及び会計監査人による証明が接続会計規則に規定されておりますが、その費用の配賦については、適切に行われているかという検証はなされていなかったと考えております。仮に費用配賦が適切に行われていないとすれば、接続料算定の適正性が確保されないおそれがあり、それは公正競争環境が阻害されるおそれがあるということでもあります。この点は第七次報告書においても指摘されていると考えております。したがって、制度設計の見地から検証が必要であると考えております。

4ページを御覧ください。本見直しの効果について改めて整理したものでございます。今回の見直しにつきましては、決してMNO間の収支差の問題だけではなく、業界全体の便益に寄与するものと考えております。MNO音声接続料が適正化し、結果的に水準が低廉化するということは、接続事業者全体の公平性が確保されるという大きな影響があると考えております。

また、MVNOにつきましても、音声接続料の低廉化は中継事業者による卸料金の低廉化にもつながり、結果的に便益を受けるということも考えられます。すなわち、それらが

非常に大きな利用者利便の向上につながるということで、今回の見直しは公益的な政策として取り組むべきと考えております。

5ページでございます。こちらは、当社において非常に大胆な試算を行い、見直しによる業界全体の効果を定量的に示したものでございます。音声とデータで費用を配賦した後に、それぞれのコストについて、MNO自身が負担する分と接続事業者に負担していただく分との比率を見ております。それぞれのコストを接続事業者が負担する比率は、音声の場合は25%程度と見ており、一方でデータの場合は、圧倒的にMNOの自己負担の比率が高く、約1.5%と見ております。したがって、音声のコストが引き下がることによる音声接続事業者の負担の減は、とても大きいと考えております。試算の結果、業界全体で年間約340億円程度の見直しによる効果が見込まれておりまして、MVNOの負担増については激変緩和措置を講じてでも、音声接続料の見直しは早期に実現すべきものと考えております。

7ページを御覧ください。適用時期についての当社の考えを御説明しております。

先ほどの業界全体の効果及び報告書において一部のMNOにおいて接続会計に改善が指摘されていることを踏まえると、基本的には今年度の接続料から新ルールでの算定がなされるべきだと考えております。それにより、音声接続料は今年度から大きく低廉化しますので、業界全体で便益が最大化できると考えております。

一方で、データ接続料につきましては、MVNOに過度な影響を及ぼさないように、既に届出をされている予測接続料の値上がりといった大きな影響がない範囲で、コストの繰延べによる激変緩和措置を講じるといった対処をしていくことが良いのではないかと考えております。

8ページでございます。音声接続料の適用時期につきましては、当社としては大きく2つの案を考えております。今年度の接続料から見直す(1)の案と、来年度の接続料から見直す(2)の案でございます。事務局の資料では2025年度から見直す(3)の案もございますが、当社としては、このページに記載している2案を考えており、早期に業界全体の効果を波及させることを考えると、(1)が望ましいと考えております。その際、今年度末までに見直し後の算定が間に合わない場合は、暫定値で一度届出を行い、年度が締まった後に遡って、正確に算定した値で精算することも考えられるため、案(1)についてぜひ御検討いただきたいと考えております。

一方で、案(2)の来年度適用についても一案としては考えられますが、その場合には、

9 ページに（2´）と記載しているとおり2024年度末に2023年度の分も遡って2年分精算する、当年度精算を行うことが必要ではないかと考えております。当年度精算は接続料規則にのっとり接続料の急激な変動があると認められる場合に行われるものでございますが、見直しを適用した接続料が業界に与える大きな効果を鑑みると、十分考慮に値すると考えております。

したがって、当社としては、今年度の接続料からぜひ見直しを適用いただきたいと考えております。来年度からの適用となる場合も、（2´）のように、当年度に遡って精算することが必要と考えております。

11ページでございます。データ接続料における激変緩和措置について御説明いたします。音声／データの費用配賦の見直しは、業界全体を考慮すると、一度で実施すべきと考えておりますが、これによってデータ接続料が上昇する場合には、回収するコストを後年に繰り延べるといった措置が考えられます。

まず、資料の①について、既に届出済みの接続料においては、各年度の届出済みの水準を上限に精算接続料と予測接続料の差分を吸収できると考えております。

また、①で吸収しきれない場合には、②として、今後届出する予測接続料において、MVNOの予見性を確保する観点から、例えば3年間の期限を設定しながら、かつ経年で水準が低減するという傾向を維持する範囲で、後年にコストを繰り延べていくことも考えられます。低減傾向を維持した範囲で繰延べすることで、届出済みの接続料が値上がりせず、MVNOの事業運営にも大きく影響しない方法で見直すことができると考えております。冒頭説明したとおり、MVNOへの影響は当社が最も大きく、業界全体での+20億円負担増のうち、ほとんどが当社のMVNOの負担になると考えております。KDDIさん、ソフトバンクさんの影響は、それより大分小さいものと考えておりますが、MNOにおいて、コスト削減等によってそれをカバーすることも可能ではないかと考えております。

12ページでございます。当社において繰り延べた場合の具体的な試算をお示ししております。具体的な数字は構成員限りとさせていただきますが、全ての費用を後年に繰り延べた場合においても、一定の期間で対応することが可能と考えております。

14ページでございます。今年度見直しを適用しなかった場合の各社の接続料とその影響について御説明させていただきます。こちら当社における推計ですが、KDDIさん、ソフトバンクさんの音声接続料は、今年度大きく上昇することが見込まれております。これは固定事業者を含めた接続事業者にとって相応の負担増となりますので、業界全体に対

して影響があるものと考えております。

15ページでございます。特定の事業者について申し上げて大変恐縮ではありますが、KDD I さんの接続会計についてです。

接続料の算定等に関する研究会及び本ワーキンググループにおいて、固定資産の配賦に当たって、接続会計規則では回線数比や取扱量比が原則とされているところ、赤枠内に記載されている配賦基準を用いられている点が指摘されていると認識をしております。

また、配賦整理書においては「固定資産帳簿価額比」という記載となっております、同研究会、総務省及び我々事業者からは、その実態が分からない状況であり、指摘や検証が困難であると考えております。

また、今年度、KDD I さんの接続会計における音声役務の営業収益額は、音声トラフィックが減少傾向であるにもかかわらず、増加傾向となっております。そのため、KDD I さんの2022年度接続会計における費用配賦は適切であったかどうかという検証は、必要と考えております。その検証結果がない中、昨年度の接続会計を基に算定した音声接続料が届出されることが適切であるかどうかは我々では判断ができませんので、見直し後の配賦基準に基づき算定を行った接続料の届出が必要ではないかと考えております。

17ページでございます。これまでの当社の意見を整理したものとなっております。

長くなりましたが、当社からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

【相田主査】 ありがとうございました。

では続きまして、KDD I 株式会社様から御説明をお願いいたします。よろしく願いいたします。

【KDD I】 KDD I の橋本でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、資料の2-3に沿って御説明させていただきます。

まず、スライド1に、適用時期・激変緩和措置に係る弊社の基本的な考えを示しております。

まず、今回の見直しについては、モバイルの音声接続料が下がる一方で、データ接続料が上がるということが起こります。データ接続料については、将来原価方式の導入等によりMVNOの予見可能性を今まで確保してきており、昨年度届出をした2023年度から2025年度までの予測接続料についても、年々低廉化する傾向となっております。

MVNOはそうした予測接続料を基に事業計画を立てていることもございますので、今回の見直しの影響で、これが急遽値上がるという事態になった場合には、MVNOの予見

性が損なわれ、事業計画にも大きな影響を与えるものと考えております。そのため、MVNOの予見可能性確保の観点から、適用時期については慎重な検討が必要であるとともに、MVNOに与える事業影響の観点から、激変緩和措置の適用も含めてソフトランディングしていく方策を検討していく必要があるのではないかと考えております。

次のスライドの、「また、」とある部分について、今回の見直しでは、より適切な配賦基準を採用することに加えて、もともとMNO 3社間で配賦基準や費用構成等が異なる中、見直しの対象になった項目について、なるべくMNO間で配賦基準を統一していくことが行われたため、結果的にはございますが、その影響を大きく受ける事業者とそうでない事業者ができて、各MNOで見直し影響が大きく異なるという事態が発生しております。

このことは当然、各MNO間で事業影響の大きさが異なるということばかりでなく、利用するMNO網の違いによって、MVNOが受ける影響の大きさも異なってくるようになりますので、短期的に見れば、どのMNO網を使っているかによって受ける影響が違うため、MVNO間の競争にも影響を与えるものだと考えております。

そのため激変緩和措置については、可能な限り、MNO間の見直しの影響の多寡を吸収しながら、かつ、MNO・MVNO双方の事業影響を最小化していく形でソフトランディングできる方策となることが望ましいのではないかと考えております。

以上の基本的な考え方を踏まえて、弊社の考える適用時期と必要な激変緩和措置について、次のページから御説明させていただきます。

スライド3の「(参考) 過去の配賦見直しに係る激変緩和措置」について、過去、メタルと光ファイバの配賦見直しが行われた際、それまで低減傾向にあった光ファイバ接続料が大きく値上がることから、複数年度にわたって激変緩和措置を適用して、ソフトランディングしていったことがございました。具体的には、光ファイバ接続料がそれまで低廉化していたことも踏まえて、低減傾向は維持したまま、その範囲で配賦見直しを適用していく方法がとられ、光ファイバ側で吸収しきれなかった原価については、メタル側に戻していく方法により、配賦見直しの一部適用という形としました。今回弊社が提案する方法についても、このときの激変緩和措置の考え方を参考とするもので、現状、低減傾向にあるデータ接続料を1つのキーファクターとして、それが値上がらない範囲で配賦見直しを適用していくことで、ソフトランディングを図ってはどうかと考えております。

次のページからは、適用時期や激変緩和措置により、具体的にどの年度の接続料にどのような影響があるかを説明しております。

スライド4、まず、適用時期についてですが、2022年度接続会計については、今年の6月に提出をしておりますが、仮に2022年度接続会計に遡って適用するということになると、今年度届け出る2022年度の精算接続料に反映していくこととなります。しかし、既に支払済みの2022年度接続料に対する精算に、急遽配賦見直しが反映されることになると、MVNOから見るとやはり全く予見性がないことに加えて、配賦見直しの議論が始まる前の年度の精算に影響を及ぼすということで、ルールの遡及適用のような形にも見え、2022年度接続会計に反映していくことは不適切ではないかと考えております。

次のページ、2023年度接続会計に適用した場合について、この場合は2023年度の精算接続料からも影響することになりますが、MVNOは既に2023年度については予測接続料を支払っております。弊社の場合は下の図のとおり、13.1万円を設定しており、弊社網を利用するMVNOには、この金額でお支払いいただいております。こちらは精算単価で後に精算することになりますが、配賦見直しの影響により、これが急に値上がってしまうと、MVNOから見ると、やはり予見性がないという点と、事業影響が大きいという点もありますので、2023年度接続会計に適用していく場合には、やはり激変緩和措置が必要だろうと考えております。

その際に、先ほどのメタルと光ファイバの例を参考に、データ接続料が上がらない範囲で、配賦見直しを適用していくというのが弊社の提案です。具体的には、次のページに記載しておりますが、弊社の接続料の場合は13.1万円を予測接続料として既に支払っていたので、この13.1万円を上限として、そこで吸収し切れなかった原価については、音声のほうに戻すという激変緩和措置を講じるということです。これにより、MVNOから見れば、どのMNO網を使っているかにかかわらず、今の予測接続料から支払いが増えることはないという点で、予見性も確保でき、事業影響も最小化できるのではないかと考えております。

また、データ接続料とは裏表の関係になりますが、音声接続料につきましても、配賦見直しの影響が各社間で大分異なりますが、これも激変緩和措置を取り、音声側に一部原価を戻すことをすることで、構成員限りにさせていただいておりますが、各社一定の範囲内の影響に収まるのではないかと弊社では考えており、見直し影響の多寡を吸収した激変緩和措置になるのではないかと考えております。

次のスライド、2023年度接続会計から適用した場合の2024年度接続料への影響について、2024年度については、これから接続料を支払うこととなりますが、既に将来原価方式で予

測接続料の水準は出しておりまして、現状では、弊社の場合は11.0万円と届け出ています。そのためMVNOとしては、2023年度の13.1万円に比べると下がると認識しており、これが配賦見直しの影響で急遽、前年度の13.1万円よりも値上がってしまうと、やはり影響が大きいと考えられますので、ここもやはり激変緩和措置が必要だろうと考えております。

次のスライドは具体的な激変緩和措置のイメージですが、これは先ほどの考え方と同じため、細かい点は省略いたしますが、13.1万円を超えない範囲、要は値上げにならない範囲で上限を設定していくということです。

構成員限りのため詳しくは述べられませんが、各社の試算結果からすると、2023年度の見直し前の接続料水準に比べて、2024年度の見直しを反映させた予測接続料は低減傾向になることが想定されますので、ほぼ激変緩和措置が適用されないか、もしくは適用されたとしても少額になるのではないかと考えております。

次のページ、2025年度以降の接続料については当該年度の精算接続料は今後、配賦見直しが反映された接続会計を基に算定されますので、激変緩和措置は講じずに、配賦見直しを反映させた接続料原価で算定していくことが良いのではないかと考えております。また、時期的にも今から見ると1年先以上の予測接続料である点で、事前に配賦見直しの影響等を開示することで、予見性は一定程度確保できると考えておりますし、また、接続料水準も、現行の13.1万円に比べると、構成員限りとさせていただいておりますが、2025年度の水準はそれを下回ることが想定され、値上げにならずに済むのではないかと考えております。

次のスライドは今まで説明したものを図示したもので、これも構成員限りとさせていただいておりますので、細かい点は省略しますが、このように低減化傾向を維持しながら適用していくのが良いのではないかと考えております。

最後、スライド11ですが、今回の試算については、先ほど事務局からも説明がございましたとおり、システム的な手当てもない中、かなり制約がある中で想定等も含めた試算を行っております。当然、適用に向けてはさらなる精査をしていく必要がありますので、実際に精緻な接続料算定をするに当たっては、今回の試算結果とは異なる傾向が出る可能性もある点は留意が必要かと考えております。

ただ、弊社の提案している激変緩和措置は、一定のデータ接続料水準を上限とするという方法を採用しておりますので、仮に試算と実際の接続料算定で差分が出たとしても、MVNOからすると今支払っているデータ接続料からは値上がることがないという点は変わら

ず、予見可能性は確保しながら、MNO・MVNO双方にとってソフトランディングできるものと考えております。

また、冒頭申し上げましたとおり、今回、MNO間でかなり見直し影響が異なるところ、音声接続料の水準差はむしろ現状よりも大幅に拡大しているといったことがございますので、この点、引き続き、さらなる検証が必要であるということと、必要に応じて議論・改善が必要な点があれば、対応していく必要があると考えております。

スライド12、今回の配賦見直しについては、会計整理方法の変更が伴う点で、本来であれば、新たな配賦基準に基づいて系統的に接続会計ができるように対応していく必要があり、十分な準備期間は必要だろうと考えております。

ただ、一方で、より適切だと思われる配賦基準を採用するという観点からは、MVNOの予見可能性は確保した上で、MNO・MVNO双方の事業影響を最小化していく。すなわち必要な激変緩和措置を適用した上で、早期に適用していくことは弊社としても理解しておりますので、一定の制約・課題はあるものの、2023年度接続会計から反映できるものについては、しっかり反映していく考えです。

ただ、系統的な手当てが2023年度接続会計から適用ではどうしても間に合わないことがございます。接続会計については、6月末に提出・公表しておりますが、今既に、配賦見直しが適用されていない状態の接続会計が動いており、まずは見直し前の接続会計を作ってから、見直し後の接続会計を作らなければいけないという実行上の課題もございますので、その時期については、必要な作業期間等は御考慮いただきたいと考えております。

資料については、説明は以上となります。ありがとうございました。

【相田主査】 ありがとうございました。

では、続きまして、ソフトバンク株式会社様から御説明、お願いします。

【ソフトバンク】 ソフトバンクの伊藤です。それでは、資料2－4で御説明させていただきます。

1 ページ目、配賦見直しに係る会計見直しの適用時期及び精算方法の2点について、当社の考えを説明させていただきます。

まず、適用時期についてです。当社は、今回、回線数比を適用することになった、特にサービス制御系装置について個別に管理できておらず、今後、資産を細分化する必要がある、これが相当数ある認識でございます。そのため、そうした資産の細分化に伴うシステムの改修や資産の再登録等に、やはり1年程度要するため、運用面の観点からは、2024年

度接続会計からの適用が当社としては望ましいと考えております。

ただし、第七次報告書にもあるとおり、できる限り早期での見直しを重視する観点からは、一部精度に若干影響が出る前提ではありますが、2023年度接続会計からの適用も検討の余地があると考えております。

なお、現行の接続会計規則にのっって提出済みである2022年度接続会計の遡及見直しについては、不適切と考えております。

それから、精算方法について、データ回線容量接続料に関しては、今回の見直しの構造的な理由によって、一定程度上昇することになるかと思いますが、MVNOへの影響も踏まえた激変緩和措置は、検討していく必要があるかと思っております。

本日、具体的にどのような激変緩和措置をするかというアイディアは、特に持ってきてはいないのですが、昨年度末に届出をした2025年度までの3年分の予測接続料の数値から大幅に上昇するような影響があると、当然MVNOにも大きな事業上の影響が出てくるところ、一定程度の値上げはある程度理解していただく必要があるかと思いますが、数%等、なるべく影響が少なくなるように、見直していく施策は考えていく余地はあるかと思っております。それが1点目です。

2点目に、今現在データ接続料において実施しております当年度精算を、今回の見直し後、音声接続料に適用するかどうかについてです。2ページ目に資料をつけていますが、将来原価方式が導入される以前のデータ接続料において当年度精算を実施していた根拠は第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項にありましたが、これはデータ接続料は毎年度値下がる前提で、毎年度値下がる恩恵をMVNOにきちんと反映するということが大きな前提になっていたと思っておりますので、今回、音声接続料が配賦方法の見直しにより一時的に下がり、次年度以降下がり続けるという保証もない中で、音声に当年度精算を適用することは、不適切ではないかというのが当社の考えです。

当社からの御説明は以上になります。

【相田主査】 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局及び各社からの御説明につきまして、御質問、御意見等ございます構成員の方は、挙手ボタンを押していただければ私のほうで指名させていただきますし、それが難しいようでしたら直接マイクをオンにして発言いただいても結構でございます。

私からまず確認させていただきたいのですが、資料2-1、事務局資料の8ページと、NTTドコモさん資料の14ページによく似たグラフがありますが、年度が1年ずれていま

す。これは、事務局資料の年度は会計年度を示しており、適用される精算接続料としては1年ずれるという理解でよろしいでしょうか。

【廣瀬料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。事務局資料の8ページとNTTドコモさんの資料14ページのグラフの差異についてのご質問と理解しました。年度のずれについては、先生のおっしゃるとおりでございます。事務局資料のほうは基礎事業年度、会計年度で記載をしております。NTTドコモさんの資料のほうは恐らく接続料の年度であり、記載の仕方が1年ずれております。また、数字について申し上げますと、事務局資料は3分単位で、NTTドコモさんの資料のほうは30秒単位でございます。それから数字の中身について申し上げますと、NTTドコモさんの資料はあくまでNTTドコモさんの試算によるもの、事務局資料のほうは各社にお聞きした数字という違いがございます。

【相田主査】 ありがとうございます。

それでは、構成員の方からの御質問、御意見をお受けしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

それでは、高橋構成員からお願いいたします。

【高橋構成員】 高橋です。事務局に質問です。適用時期の件ですが、事務局整理では資料2-1の12ページに(1)、(2)、(3)があり、私は(1)が良いのではないかと考えているのですが、(1)では制度的にすんなりいかない部分があるのですか。ソフトバンクさん等の御指摘がそのような趣旨だと思っておりますが、事務局の見解を聞かせてください。

【廣瀬料金サービス課課長補佐】 御質問ありがとうございます。資料2-1の12ページの3つの考え方のうち、(1)がどうなのかという点でございます。

まず、今回の見直しに限らず、会計制度を見直す際に、既に締まった会計についてまで遡って適用するのは、必ずしも全ての事業者さんから理解が得られる方法ではないのではないかと一般的な懸念は持っております。

その上で、今回の件に関して言えば、会計を見直すというタイミングと、会計に基づく接続料を算定するという2つのタイミングがあり、後者のタイミングについては、これからでございますので、なかなか難しいラインにあるところかと思いますが、原則のルールから言えば、既に提出いただいている接続会計に基づいて接続料を算定するというのが接続料規則の趣旨だと思いますので、会計に見直し適用できないのであれば、接続料にも基本的には適用できないということが、スケジュールの観点から言えば一般論かと思っております。

他方で、今回の見直しに関しては、可能な範囲でできるだけ早く配賦基準を見直すことが全ての関係者の方にとって公平な出口だと思えるところ、このような早い適用があり得るのかという点はまさに見直し作業を行うことになる事業者さんによって、作業の内容が多分違ってきますので、現実的に耐え得るのかについて、各社の御意見があるかと考えております。

【高橋構成員】 ありがとうございます。今回の場合は、一部の事業者において原価計算の原則に全然合っていない配賦基準で配賦されていたことの見直しから始まっているといたしますか、音声/データの配賦基準の見直しにより、接続料が大きく変わってしまう状況で、それをあまり長く放置はできないだろうということで、なるべく、制度上可能であれば(1)が良いのではないかとというのが私の見解です。

その上で、事務局資料の12ページの最後のポツに、「少なくとも一部の事業者による見直し作業が間に合わないのではないかとあります」、様々なメーカー等の原価計算システムの改修や導入等について見聞きしたり立ち会ったりしている経験から申し上げますと、在庫の計算等をするような話でもないにもかかわらず、そこまで時間がかかるのかというのが正直なところですね。「間に合わない」と言われてしまえば、「そうですか」としか言いようがないですが、なるべく間に合わせていただいて、(1)で対応していただくのが良いのではないかと考えます。

激変緩和措置については、NTTドコモさんとKDDIさんから御提案ありましたが、両者の方法のメリット・デメリットを今一度整理した上で、改めて考えたほうが良いのではないかとというのが、今のところの私の意見です。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。具体的に運用面の観点から早期適用は難しいということは、ソフトバンクさん等がプレゼンの中でもおっしゃっていたように思いますが、何か補足いただけることはございますか。

【ソフトバンク】 ありがとうございます。ソフトバンクです。当社の基本的な考え方としましては、2022年度接続会計に関しては、特にルールから逸脱した方法で配賦しているという認識も持っていないので、そこまで遡及して適用する意味もないという意見でございます。

【相田主査】 時間がかかるのはシステム改修でしょうか。

【ソフトバンク】 システム改修ですね。時間は相当かかりますので、2023年度接続会

計もなかなか正確にはできないのですが、2023年度接続会計はできる範囲では思っています。

【相田主査】 時間がかかるということについて、NTTドコモさん、KDDIさんから何か追加でコメントがあればお願いしたいのですが、NTTドコモさん、いかがでしょうか。

【NTTドコモ】 ドコモの大橋でございます。当社としては、今年度適用の接続料から見直し後のルールを適用すべきと考えております。我々としても、最初は、それなりに準備に時間がかかると考えておりましたが、実際試算してみると、エクセルベースの計算でも十分対応できると考えておりますので、この見直し、特に接続料の算定において、さほどシステム上の制約が影響するとは考えておりません。

以上です。

【相田主査】 KDDIさんは、時間がかかるという件については、いかがでしょうか。

【KDDI】 弊社のプレゼンのスライド12でも御説明したとおり、現状、システム対応も全くできていない中で、全て手作業になるところもございますし、弊社の場合、NTTドコモ様等に比べて個別に設備を特定して、個別の配賦基準を適用していくようなことを今まで行っていなかったこともあり、対応するには、やはり時間はかかります。

ただ、スライドでも御説明したとおり、これから提出する2023年度接続会計は、時間については猶予をいただきたいと思っておりますが、可能な限り見直しを適用していく考えでございます。

【相田主査】 高橋先生、よろしいでしょうか。

【高橋構成員】 もうそう言われてしまえば、私、何も言うことができないですね。

【相田主査】 では、続きまして、関口先生、お願いいたします。

【関口主査代理】 関口でございます。各社さん、時間的な制約については、いろいろ大変なことがあるのはもちろん承知しているのですが、直近の事例でいうと、プレフィックス自動付与機能による接続への対応は、考えもしていなかったというレベルから、あっという間にシステムを構築され、驚くほどのスピード感でした。この例を考えると、配賦基準を少し直すことにそれほどの労力がかかるはずもないという気はしております。

私自身は、前日も申し上げたとおり、3社が合意したのであれば、一刻も早くそれを実現すべきであるという点で、今日の事務局資料2-1の12ページの(1)そのものが適当であるという主張でございます。事務局資料2-1の12ページの米印のただし書の3条承

認申請については、固定通信分野では実は多くの事例があることを考えれば、移動通信分野においても、この承認を得て2023年度接続料から適用することについては、何らおかしいことはないと考えます。先ほどの高橋先生の御発言と重なる点は省きますが、私は、3条承認申請を使った（1）で全く問題はないと思っております。

以上です。

【相田主査】 激変緩和措置については、関口先生は何か御意見ありますか。

【関口主査代理】 NTTドコモさんの資料5ページに、大胆な試算として、音声コストとデータコストで、自己負担の比率が大きく異なっていることを示していただきました。音声については、対音声接続事業者で360億円の負担減、データについては、対MVNOで20億円の負担増ということですが、億円という単位は、MNOさんにとっての感覚とMVNOさんにとっての感覚では随分違いますので、負担を減らすことについては速やかに、負担が増えることについては、現状から超えないような配慮が必要だと思っております。

したがって、音声接続料については速やかに見直しを適用し、データ接続料についてはMVNOさんの資金繰りに配慮して、この20億円については、少なくとも現状水準を維持するような配慮が必要かと思っております。そのため、精算方法については、NTTドコモさんの資料11ページに示されたような形で、提案では3年程度ということでしたが、あまり長くてもいけないと思いますし、短すぎると見直しの差分を回収し切れないということがあると思いますので、データ接続料に閉じた繰延べの措置を行い、音声接続料はダイレクトに下げるという提案が私は良いと思っております。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。

ここは構成員が3人しかいないので、私からも意見を述べさせていただきます。特に激変緩和措置については、様々な理屈はあり、もちろん理屈は立てなければいけないのですが、やはり結果的に、数値がどうなるかというのが一番重要かと思えます。

そこで、予測していたよりも接続料がひどく上がらないことと、値上がりにならないようにするというので、従来から検討してきたのは、特にMVNOさんが支払う予測接続料がどれだけ上がってしまうか、それを止められるかという話でした。今回、やはりNTTドコモさんからの御指摘の中で、他MNOの2023年度の音声接続料がこのままでは大分上がってしまうというものがありましたが、配賦見直しをすれば上がらなくて済むはずのものが上がってしまうというのも、一種の激変緩和のような気がいたします。

また、NTTドコモさんの資料11ページから12ページまでの激変緩和措置について、NTTドコモさんの御意見では、数年程度で、見直しに伴うデータ接続料の未回収コストを吸収できそうということだったのですが、他事業者さんも、同様の年数で吸収できるのかという点がよく分からないため、ぜひ、事務局資料の7ページの「作成中」として出ていない部分、要するに2022年度接続会計から適用した場合の見直し後の数字が見たいです。関口先生からも御指摘いただきましたように、NTTドコモさんの御提案のような形でデータ接続料に関して繰延べをする場合に、比較的短い年数の間に本当に吸収可能なのかということは、試算も手作業だということで、簡単ではないのかもしれませんが、やはり、試算の数値を見ないとなかなか判断しにくいというのが私の印象です。

先ほど高橋先生からも、特に今後の進め方についての利害得失を整理してほしいという御意見がございました。事務局からは何かコメントがございますでしょうか。

【廣瀬料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。まず、適用開始時期の御議論について、事務局資料12ページの(1)で対応可能なのであれば、これが良いのではないかと御意見をいただいたと承知しました。ここでも記載のとおり、(1)については、2022年度接続会計は既に提出済という状況でございます。これに基づいて算定される接続料については、事務局資料の13ページに例として示しておりまして、例えばデータ精算接続料は、まさに今月届出がなされる又はなされようとしているという状態で、音声接続料の届出については3月末までとまだ若干の時間はあるものの、間に合う、間に合わないで言えば、もう申請をしなければいけないようなタイミングに来ております。激変緩和措置として、データ接続料については見直し適用開始当初は見直しを反映しないということであれば、本ワーキンググループの結論が出た時点から遡って今月届出の接続料まで値上げをする必要は必ずしもないのかもしれませんが、タイミングとしては、もう既に算定が始まっている接続料である点は御理解をいただければと思っております。

相田先生からも御指摘いただいたとおり、もう少し先の年度の数字もあったほうが良いのではないかとことでしたので、今回まだ計算中とされている部分や、本来であれば来年の2月に届出いただく予定の3年分のデータ予測接続料の暫定値等をお出しただけか等についてMNO各社と相談させていただき、そうした数字も踏まえながら、NTTドコモさんの案とKDDIさんの案を各社に適用した場合にどういった形になるかという資料を、次回までに準備することはできると考えてございます。

【相田主査】 関口先生、高橋先生、そのような準備をしていただいた上で、次回に臨

むということによろしいでしょうか。

【関口主査代理】 それで結構です。

【高橋構成員】 結構です。

【相田主査】 その他、まずは関口先生、高橋先生から追加で御発言の御希望ございますでしょうか。

【関口主査代理】 特に結構です。

【高橋構成員】 私からは、なるべく早くシステムの組み上げをお願いします。私の経験から言いますと、速やかに対応することは可能だろうとは思っています。

以上です。

【相田主査】 それでは、ただいまの高橋先生の御発言も踏まえて、MNO 3社さんから、追加での御発言、希望があればお受けしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、構成員の皆様に対してですが、追加で御質問等、あるいはコメント等がございましたら、事務局で取りまとめるので、1月10日の水曜日までに事務局までお寄せいただくようお願いいたします。

それでは、次回の会議等につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【藤井料金サービス課係長】 事務局でございます。本日はありがとうございました。

次回会合の詳細につきましては、別途事務局より御連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに掲載いたします。

以上、よろしくお願いたします。

【相田主査】 それでは、以上をもちまして、第2回会合を終了したいと思います。本日も、年末のお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。どうぞ皆さん、よいお年をお迎えくださいませ。では失礼いたします。

以上